【警戒船管理運用要領】

１　目的

　　この要領は、●●株式会社が施工する●●岸壁前面にて、浚渫工事の計画から現場施工、土砂整地の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、工事作業区域及び付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期すことを目的とする。

２　警戒船の配備

　（１）本工事の実施期間中は、●隻の警戒船を配備する。

　　　「使用船舶一覧」参照

　（２）配備期間及び時間は工事許可期間のとおりとする。

３　警戒船の管理及び通信連絡体制

　（１）警戒船の管理及び指揮系統

　　　イ　警戒船管理は、安全衛生責任者とする。

ロ　警戒船指揮系統は、「安全衛生管理組織表」のとおりとする。各連絡先は「緊急時の連絡及び対応」に記載されている連絡体制表を参照すること。

（２）通信連絡体制

　　　イ　警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡体制は以下のとおりとする。

　イ　警

作業船

警戒船

安全衛生責任者

現場作業責任者

警戒対象

　　　ロ　緊急時の連絡体制は緊急連絡体制表を参照すること。

　　　ハ　警戒船と作業船間の通信連絡は、携帯電話または、無線等を使用する。

　　　ニ　警戒対象への発報は汽笛、拡声器等を使用する。

４　警戒区域

　　警戒船が警戒すべき海域及び警戒船の警戒区域は、「施工位置図」のとおりとする。

５　管理運用体制

　（１）　警戒船管理者は、主として次の業務を行わなければならない。

　　　　イ　警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。

　　　　ロ　警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。

　　　　ハ　警戒業務の実施に関し警戒船及び海上保安部との連絡に関すること。

　　　　ニ　警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知及び安全に関すること。

　　　　ホ　警戒船乗組員の教育、訓練に関すること。

　　　　へ　その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること。

　（２）　警戒業務の管理

　　　　イ　警戒業務管理者は、事前に警戒船の運用計画を警戒船の船長に周知しなければならない。

　　　　ロ　警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務実施状況を把握しなければならない。

　　　　ハ　警戒業務管理者は、工事関係者との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けてそれを警戒船に提供し、また、警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒区域内で発生した事故に関する情報、警戒中に発見した異常に関する措置等を工事関係者に周知する。

６　警戒業務実施要領

　（１）　警戒船の業務

　　　警戒船は、工事作業の実施海域付近において、主として次の業務を行わなければな

らない。

イ　工事作業に従事する船舶の交通を整理すること。

ロ　工事作業の実施区域に異常接近するおそれのある船舶等の監視を行うとともに状況に応じて注意喚起すること。又、警戒業務管理者にその状況を報告すること。

ハ　工事作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行うこと。

　（２）　基本的留意事項

　　　　船長及び専従警戒要員は、協力して警戒業務が的確に実施できるよう船体、機関

　　　機器等の保全に努めること。

　（３）　警戒業務実施中における遵守事項

　　　　イ　警戒船は、工事作業の情報を伝達するなど一般船舶の安全航行について協力

　　　　　するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではな

　　　　　いことに留意しなければならない。

　　　　ロ　警戒船は、港則法、海上衝突予防法関連法令を遵守し、航行の安全を確保しなければならない。

　　　　ハ　警戒船は、操縦者及び専従警戒要員を、常時、船に配置して見張りをして工事区域へ異常接近するおそれのある船舶の動向を早期に把握しなければならない。

　　　　ニ　警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒船区域を離れてはならない。

　　　　ホ　警戒船は、緊急その他やむ得ない場合のほか、いたずらに他船に接近してはならない。

　　　　へ　警戒船は、巡視船艇から、海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合は、その旨を警戒業務管理者に報告し、指示を受けこれに協力しなければならない。

　（４）　一般警戒の要点

　　　　イ　警戒船は、航行船舶、作業船等の運航状況及び気象、海象状況に留意し必要に応じて警戒業務管理者に報告する。

　　　　ロ　警戒船は、一般航行船舶等が工事作業区域に異常接近するおそれがあると認

　　　　　めた場合は次の措置を講じ万全を期さなければならない。

　　　　（イ）　航行船舶等の進路及び速力等から判断して工事作業海域に異常接近する

おそれのある時は、直ちに当該船舶に近づき汽笛、拡声器等の適切な手段

により、注意喚起を行うこと。

　　　　（ロ）　接近防止のため、必要に応じ接近を阻止する位置に船位して注意喚起を

行うこと。

　　　　（ハ）　侵入船舶があった場合は、当該船舶に対し早期に工事作業区域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ誘導等の措置を講ずるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者に報告すること。

　　　　　　　ａ　船種、船名

　　　　　　　ｂ　侵入の概要及び警戒船がとった措置

　　　　　　　ｃ　損害の有無及び状況

　　　　（ニ）　警戒船は、工事区域周辺の異常の有無の監視を行い、異常が発見されたときは、直ちに、警戒業務管理者に報告すること。

　　　　（ホ）　警戒船は、工事作業区域内で事故が発生した場合は、緊急連絡体制表に基づき対応すること。

７　警戒船の運航中止条件

　　警戒業務管理者は、気象海象の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は、待機の指

　示を行わなければならない。

　　なお、運航中止の基準及び工事中止条件は、安全対策に基づくこと。